

## 地域団体商標制度

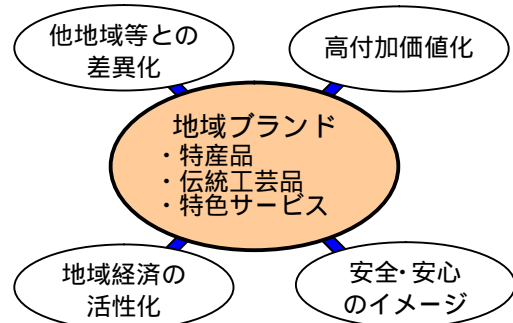
昨年6月の商標法改正により、本年4月より地域団体商標制度が導入される。従来、「地域名+商品(サービス)名」での商標登録は難しかったが、登録要件を緩和し、地域ブランドのより適切な保護を図るとともに、地域経済の活性化を支援する。

### 1 地域ブランドとその保護

#### (1) 地域経済活性化の切り札 - 地域ブランド -

近年、地域の特産品・伝統工芸品や特色あるサービスを、地域の複数の事業者が共通のブランド名を用いて販売・提供する地域ブランドの取組が、全国的に盛んに行われている。地域独自の創意工夫のもと、商品やサービスの高品質化により他の地域のものとの差異化、高付加価値化を図るものであり、地域経済の活性化 < 図1 地域ブランドに期待される機能 > につながるものである。

こうした地域ブランドでは、一般に「地域名+商品(サービス)名」の名称が用いられ、当該地域の中核的団体の管理により、地域ブランドが示す品質・基準等を満たした商品やサービスに付されることが多く、消費者に、安全・安心といったイメージを与える役割も同時に果たしていることが多い。

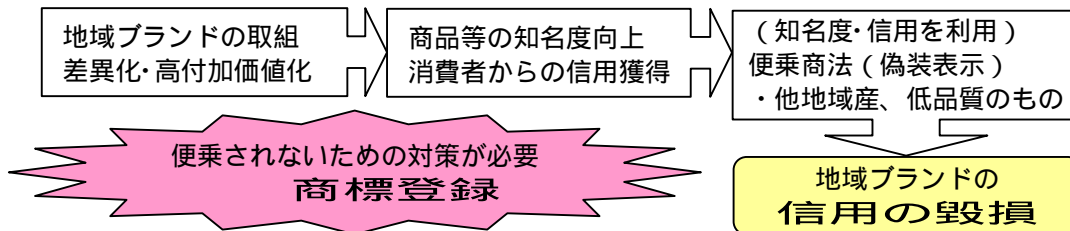


#### (2) 便乗商法の影響と有効な方策

地域ブランドが知名度を得て、ブランド名に対する信用が高まると、その信用に便乗しようとする他者に地域外のものや、低品質のものに同じブランド名を使用(偽装表示)されることによって、地域ブランドの信用が毀損されてしまう。

こうした他人による信用への便乗を防止し、排除するためには、ブランド名について商標登録を受けることが有効な方策となる。

< 図2 地域ブランドへの便乗とその影響 >



### 2 地域ブランドの商標登録

地域の複数の事業者が共通に使用する「地域名+商品(サービス)名」の地域ブランド商標の登録は、従前は団体商標制度等により行われていた。しかし、同制度では地域ブランドの保護には次のような限界があり、本年4月からは登録が容易な地域団体商標制度も新たに開始されることとなった。

#### (1) 従前制度の問題点

地域ブランドで多く用いられる「地域名+商品(サービス)名」は普通名称の組合せであるため、従前の団体商標制度等では、「知名度」や「識別度」が必要とされている。

しかしながら、文字のみからなる商標は、全国的な知名度が必要とされ、登録までの間は便乗商法を排除できない、また比較的登録のしやすい識別力のある図形等を組み合わせる商標は、図形等が異なる場合や文字だけの使用による便乗商法は排除できない等、便乗商法の排除にはほとんど効果がなく、登録数もあまり多くなかった（表1参照）。

<表1 団体商標の登録状況>

区分	文字のみの商標	識別力のある図形等を組み合わせた商標	(組み合わせた例)
伝統工芸品	西陣織、熊野筆	桐生織、大島紬、博多織、久米島紬、八重山上布、東京染小紋、加賀織、京くみひも、有田焼、岩谷堂筆笥、駿河竹千筋細工、井波彫刻、金沢仏壇、名古屋仏壇、京仏壇、川辺仏壇、大館曲げわっぱ	
農林水産物など	夕張メロン、前沢牛、佐賀牛	幌加内そば、山形牛、仙台牛、浜名湖うなぎ、三ヶ日みかん、宇治茶、壬生菜、伏見とうがらし、関あじ・関さば	
工業製品、加工品など	笹野彫、信州味噌、三輪素麺、佐賀海苔	稲庭うどん、仙台みそ、草加せんべい、小田原蒲鉾、島原手延素麺、信州そば	
サービス	宇都宮餃子、富士宮やきそば、中房温泉		

(産業構造審議会「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」等より作成)

## (2) 地域団体商標制度の創設

平成17年6月の商標法改正により、地域団体商標制度が創設された。同制度は、地域ブランド商標の登録をより容易にし、地域ブランドの適切な保護を図るものである。

従前制度では全国的な知名度が必要とされていたが、隣接都道府県に及ぶ程度の周知度により登録ができるため、より早い段階での商標登録・保護が可能となる(表2参照)。

<表2 地域団体商標制度の概要>

登録要件	地域団体商標制度<新>	団体商標制度
登録主体	事業協同組合等*	公益社団法人、事業協同組合等
使用用途	団体の構成員に使用させる商標であること	団体の構成員に使用させる商標であること
商標構成	地域名+商品等名の文字のみからなること	地域名+商品等名の文字のみからなる識別力のある図形等を組み合わせる
周知度	隣接都道府県に及ぶ程度に広く知られていること	特定の事業者の商品等であることを識別できる全国的な知名度(文字のみの場合)

\* 農業協同組合等の特別の法律により設立された組合(法人)であり、その法律において、構成員資格者の加入の自由が担保されていることが必要で、農業協同組合、漁業協同組合等が該当する。

(昭和堂「農業と経済」2005年11月号より作成)

関あじ・関さば“偽物”を10年間、全国へ出荷 - - 大分・佐賀関の水産会社

巻き網で捕獲...関あじ・関さばの定義は「豊後水道で一本釣り」

大分県の味を代表する「関あじ」「関さば」が“偽物”騒動に揺れている。ブランドを育てた同県漁協佐賀関支店(大分市)の仲買業者の同族水産会社が、同じ漁場で取られたものの、別の漁港で水揚げされるなどした魚を「関あじ」「関さば」として、約10年間出荷していたことが最近分かったためだ。大分県は景品表示法違反の疑いもあるとして関係者から事情を聴いているが、関あじ、関さばの名称は「現行法の壁」で商標登録されていないことなどから結論を出せないまま、対応に苦慮している。

～(略)～

同支店が商標登録したのは販売の際に貼る「関」をかたどったマーク(96年)と、平松守彦前知事が揮ごうした「関あじ 関さば」の書体(03年)のみ。地名入りの商標登録は、来年4月から「地域団体商標制度」が導入されるが、現在の商標法では知名度が高くなければ難しく、これが今回の騒動の根底にある。

(平成17年6月21日付毎日新聞西部版より抜粋)

## 商標登録とその効用

商標とは、事業者が自己の取り扱う商品やサービス（以下「商品等」という）を他人の商品等と区別するために使用する標識（識別標識）である。

商標は、文字、図形、記号、立体、前記 ~ の二つ以上の結合、前記 ~ と色彩の結合により構成され（右表参照）自他商品等識別機能、出所表示機能、品質保証機能、宣伝広告機能等がある（下図参照）。

商標登録を行うと商標権が発生し、権利者は誰からも排除されることなく指定商品等について登録商標を独占的に10年間（延長も可）使用できる。また、第三者の使用を禁止排除でき、侵害者に対して侵害行為の差止め、損害賠償等を請求できる。

### ＜商標の構成＞

文字  
(例)WALK MAN

立体  
(例)

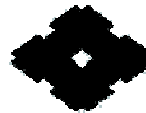
アリナミン



図形  
(例)



記号  
(例)

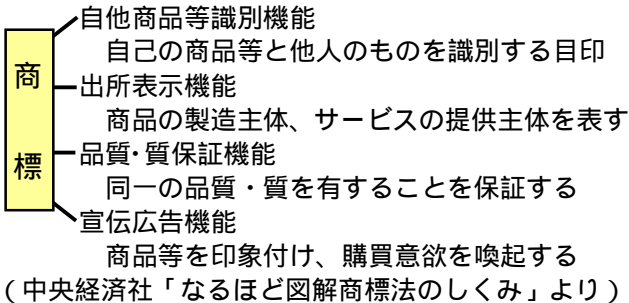


~ の二つ  
以上の結合  
(例)



~ と色彩  
の結合

### ＜商標の機能＞



### 3 地域振興とブランド戦略

地域団体商標を取得できれば、全国唯一の、地域名が付いたブランドとして保護されるため、便乗商法の排除だけでなく、戦略によっては販路開拓にも弾みがつく。

東京には、東京染小紋や本場黄八丈等の伝統工芸品ブランドや、稲城の梨、小笠原えびや江戸前あなご等の農林水産品ブランドがある（次頁の表3参照）。

このうち、伝統工芸品ブランドの「江戸押絵羽子板」、「江戸衣装着人形」、「江戸甲冑」を管理している東京都雛人形工業協同組合では、新たにこれら3つを「江戸節句人形」の商標で登録したいとしている。

また、農林水産品ブランドの「稲城の梨」は、JA東京みなみ（東京南農業協同組合・稲城支店果実部）が、既に図形等を組み合わせた「もぎたての稲城の梨」の商標で団体商標の登録を済ませているが、さらに地域団体商標の出願についても検討している。

稲城市では90年代前後に、近隣の川崎市や日野市等の農協と連合して出荷してきた戦前からの多摩川梨ブランドから脱却し、オリジナルブランド「稲城の梨」を、梨の無料配布（右囲み記事参照）等の地道なPR活動を行う等して、産地形成に取り組んできている。

巨人戦でナシPR 稲城JA2軍戦、観客に配る

巨人の人気にあやかり、稲城市の名産品「ナシ」をPRするイベント「ジャイアンツ 稲城の梨デー」が19日、ジャイアンツ球場（京王よみうりランド駅下車）で行われた巨人 - 北海道日本ハムの2軍戦に合わせて開かれた。

同イベントは今年初めて開催。全国的な人気を誇る巨人にあやかり、稲城のナシを“全国区”にしようと、JA東京みなみ稲城支店果実部が企画した。

球場が午前10時半に開門すると、同果実部の職員が、市内で収穫されたばかりのみずみずしい豊水を親子連れなど先着300人の観客に次々と配った。また、試合開始前には、ジャイアンツの高橋一三・2軍監督と日本ハムの岡本哲司・2軍監督それぞれに豊水10個が贈呈された。

同果実部の上原幹之部長（58）は「ナシと巨人は地元の誇り。試合後には、稲城のナシのおいしさを味わってほしい」と話していた。

（平成17年9月20日付読売新聞多摩版）

<表3 東京の地域ブランド>

団体商標登録済みの地域ブランド

<p>稲城の梨</p> 	<p>稲城市内で栽培している梨は、果汁が豊富で甘味も多く、シャキッとした食感の肉質。収穫期は、8月上旬から10月上旬頃。特に、8月下旬頃から登場する「稲城」は、名前のとおり市内の農家で作り出された品種で、みずみずしく上品な甘さ。大きいものになると、ソフトボールぐらいの大きさになる。また、生産量が少ないことから「幻の梨」と呼ばれている。                  品種：多摩、幸水、稲城、長十郎、廿世紀、清玉、豊水、新高                  主な収穫地：稲城市                  J A東京みなみ（東京南農業協同組合）</p>
<p>村山大島紬</p> 	<p>文化10年に十字餅、天保5年頃井桁餅が織り出され、村山紺餅といわれた。江戸中期には砂川太餅が知られていた。太織と紺餅を基礎に大島風の餅が織られ、村山大島紬と呼ばれるようになった。                  主な製造地：武蔵村山市、瑞穂町、昭島市                  村山織物協同組合</p> 
<p>東京染小紋</p> 	<p>小紋の発生は室町時代にさかのぼる。江戸時代に大名の袴を染めるようになり産地が形成された。染には伊勢型紙が用いられ、その微細な幾何学模様と単彩な中にも粋で格調高い趣をもつ。                  主な製造地：新宿区、世田谷区、練馬区ほか                  東京都染色工業協同組合</p>  <p style="text-align: right;"><small>東京都染色工業協同組合</small></p>
<p>本場黄八丈</p> 	<p>室町時代に八丈島から黄紬の名で絹織物が献上されたと伝わる。絹織物は江戸時代初期からで、中期以降黄、樺、黒の三色で堅縞格子縞などが織られた。文化文政期以後、日常着として広く親しまれる。                  主な製造地：八丈島                  黄八丈織物協同組合</p> 
<p>多摩織</p> 	<p>八王子では古くから絹が織られていたが、文政年間には様々な技法が導入され、明治初期には多くの技術・技法が定着していた。お召織、紬織、餅など歴史と技術に支えられた味わいに特色がある。                  主な製造地：八王子市                  八王子織物工業組合</p> <p style="text-align: right;"><b>多摩織</b> 八王子織物工業組合</p>
<p>江戸押絵羽子板</p> 	<p>江戸時代の文化・文政期に町人文化が発達し浮世絵師が多く活躍して、歌舞伎役者の舞台姿の羽子板が人気を博した。歌舞伎の隆盛と共に発展し正月の縁起物、女子の成長を祝う品として親しまれている。                  主な製造地：墨田区、江東区、葛飾区ほか                  東京都雛人形工業協同組合</p>  <p style="text-align: right;"><small>江戸押絵羽子板産産協力会</small></p>

その他の地域ブランド（団体商標登録されていないもの）

- 【農林水産品】小笠原えび、江戸前あなご、江戸前あさり、八丈春とび、八丈たるかつお
- 【伝統工芸品】江戸木目込人形、東京銀器、東京手描友禅、東京くみひも、江戸漆器、江戸鼈甲、江戸刷毛、東京仏壇、江戸つまみ簪、東京額縁、江戸象牙、江戸指物、江戸簾、江戸更紗、東京本染浴衣、江戸和竿、江戸衣装着人形、江戸切子、江戸甲冑、江戸籐工芸、東京桐箆笥、江戸刺繍、江戸木彫刻、東京彫金、東京打刃物、江戸表具、東京三味線、江戸筆、東京無地染、東京琴、江戸からかみ、江戸木版画、東京七宝、東京手植ブラシ、江戸硝子

（日本経済新聞社「日経グローバル」2006.1.9号、東京都産業労働局HPより）

## 認定こども園

文部科学、厚生労働の両省は1月、幼稚園と保育所の機能を一体化した新しい「総合施設」の名称を「認定こども園」とすると発表した。今の通常国会に所要の法案を提出し、成立すれば平成18年10月から本格実施する。

就学前の幼児の教育・保育をめぐるのは、長年、「幼保一元化」が議論されてきたが、認定こども園は幼稚園と保育所を制度として一元化するものではなく、基本的に幼稚園・保育所がその性格を有したまま教育と保育を一体的に提供する仕組みを導入するものである。これにより就学前児童の教育・保育は、幼稚園、保育園、こども園の三つの制度により実施されることになる。既に平成17年度から全国35の施設でモデル事業が先行実施されており、これらモデル事業の評価を経て本格実施に移される。

### 1 幼稚園・保育所をめぐる動向 ~ 「幼保一元化」の背景 (少子化の進行)

近年の少子化の進行により幼稚園では園児が減る一方、働く母親の増加で保育所の入所児が増え、入所待機児童も2.3万人に上っている。幼稚園が減り、地方では幼稚園と保育所を別々に維持することが困難となり、一体的に運営する取組が増えている。

#### (幼稚園と保育所の機能接近)

幼稚園では働く母親のニーズに応える形で「預かり保育」が増加し、平成17年6月現在約7割の幼稚園で「預かり保育」を実施、幼稚園の「保育所化」が進んでいる。一方、幼稚園、保育所の教育内容については、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」ともほぼ同様であり、実態的にも差異はないと言われている。

#### (家庭の教育力の低下)

核家族化、都市化による家庭における教育力の低下、子育ての孤立化、子どもの社会性の欠如が問題となり、幼稚園、保育所に、従来の役割に加えて、新たに地域の在宅児も含めた子育て支援機能が期待されるようになった。既に区内の保育所では子育て支援のサービスが始まっている。

図1 幼稚園・保育所児童数の推移

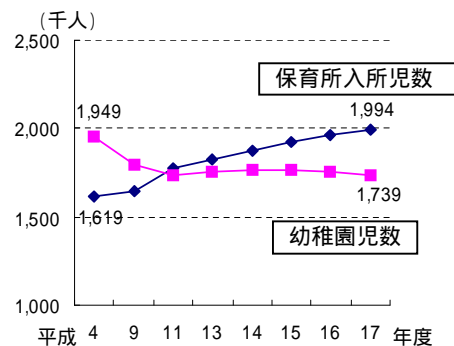
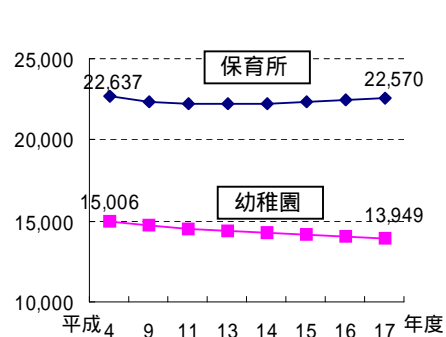


図2 幼稚園数・保育所数の推移



出所：全国保育団体連絡会・保育研究所編「保育白書2005」

【幼稚園と保育所】(参考資料「表1 保育所と幼稚園の比較」参照) 幼稚園は学校教育法に規定される学校教育施設である一方、保育所は児童福祉法に規定される児童福祉施設である。文部科学・厚生労働両省は、それぞれ目的・役割の異なる施設であるため制度の一元化は困難と主張している。

**幼稚園**：人格の完成を目指し、幼児の主體的な活動を引き出すことにより、人間関係や表現などの発達を促す教育の場

**保育所**：心身ともに健やかに育成されるよう、保育に欠ける乳幼児を、保護者の委託を受けて、保育する社会福祉の場

出所：平成15年6月総合規制改革会議文部科学省提出資料

### (様々な幼保連携の試み)

子どもの育つ場を分断せず、すべての子どもに等しく保育・教育の機会を保障しようとする幼保連携の取組が各地で進んでいる。東京都でも千代田区の「千代田区立いずみこども園」、品川区の「二葉すこやか園」などの例がある。

平成 17 年 5 月現在、幼保連携の取組は全国で 355 件に上っている。

## 2 「総合施設」に関する議論の経緯

今回の議論が浮上したのは平成 14 年の「地方分権改革推進会議」である。同会議では地方での幼保一体運営等の実態を踏まえ地域により幼保一元化を可能にするよう提言した。一方「総合規制改革会議」は規制緩和の観点から幼稚園・保育所の規制を取上げ、経済財政諮問会議に対し制度としての幼保一元化と規制緩和を提言した。これに対し文部科学・厚生労働両省は、幼稚園、保育所はそれぞれ目的と役割が異なることを強調し、制度としての一元化に反対。「幼稚園と保育所の機能は近年似てきている」「幼保の一体的運営は望ましいこと」と認めつつも、しっかりした幼児教育を求める親もいるなど、保護者のニーズは多様であることをあげ、両制度を維持しつつ幼保連携を深めることで対応すると主張した。こうした議論を踏まえ経済財政諮問会議は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(骨太の方針 2003)で、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする」とし幼稚園・保育所を一元化するのではなく第三の類型を設ける構想を打ち出した。文部科学省と厚生労働省は合同で総合施設について検討を行い、平成 16 年末に最終案がまとめられ、平成 17 年 4 月から総合施設モデル事業を全国 35 ヶ所で先行的に実施している。平成 18 年の通常国会に法案(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

### 【都内の幼保一元化の実践例】

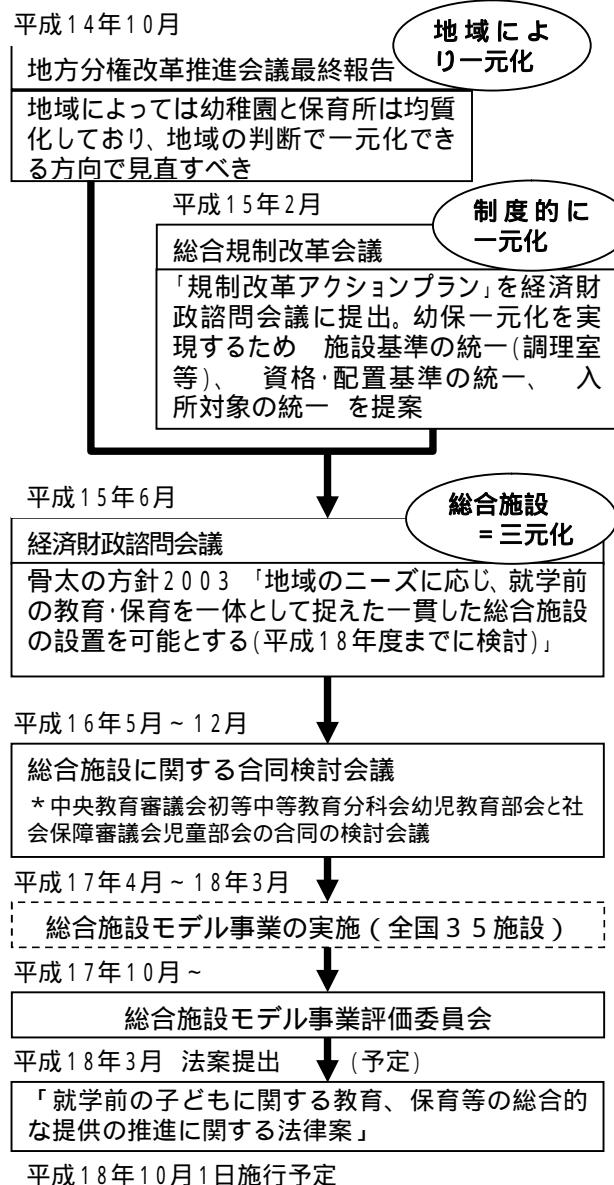
#### 千代田区「千代田区立いずみこども園」

・平成 14 年 4 月開設。保育所認可を受けた施設として 0 歳児から 2 歳児までを育成し、学校教育法に適合する幼稚園認可を受けた施設として 3 歳から 5 歳児を育成。千代田区立こども園条例を新たに制定。

#### 品川区「二葉すこやか園」(正式名称：品川区立二葉幼稚園、二葉つばみ保育園)

・平成 14 年 9 月、二葉幼稚園(4 歳児から 5 歳児)の空き教室を活用し、二葉つばみ保育園(0 歳児から 3 歳児)を開設。幼稚園では保育園の開設時間(7:30~19:30)に合わせて、預かり保育事業を実施。0 歳から就学前の乳幼児期に、一貫した保育・教育の方針に基づき、育成を行う。

< 図 3 総合施設に関する議論の経緯 >



律案」ほか)を提出し、成立すれば10月から施行する予定。

### 3 認定こども園の概要

平成18年1月25日の全国厚生労働関係部局長会議資料等によれば「総合施設」(=認定こども園)の概要は次のとおりである。

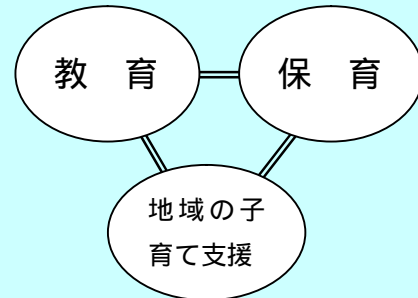
就学前の子ども(保育に欠ける子ども・欠けない子ども)に教育及び保育を一体的に提供。

幼稚園、保育所、こども園に通園しない地域の子どもに対する子育て支援を実施する。

国が示す基準を参酌して都道府県が条例で認定の基準を定め、これに適合する施設を都道府県知事が認定する。

「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の四つの類型が想定されており、地域のニーズに応じて選択が可能。

図4 認定こども園の三つの機能

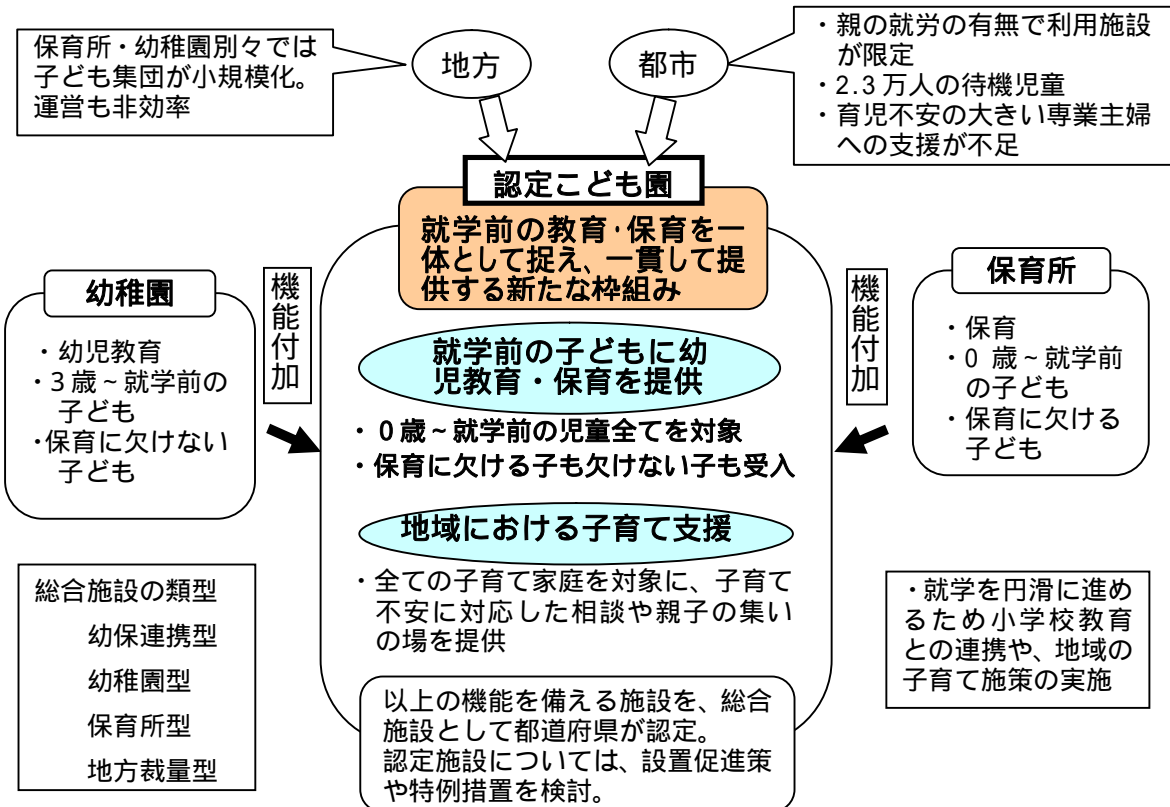


既存の幼稚園、保育所のうち 教育・保育の一体的提供、 地域における子育て支援の機能を満たすものはこども園として認定を受けられる。

幼保連携型施設については、設置者が学校法人・社会福祉法人のいずれであっても経常費及び施設整備費を助成する(地方裁量型として都道府県が認定するものについては国の財政措置はない模様)。

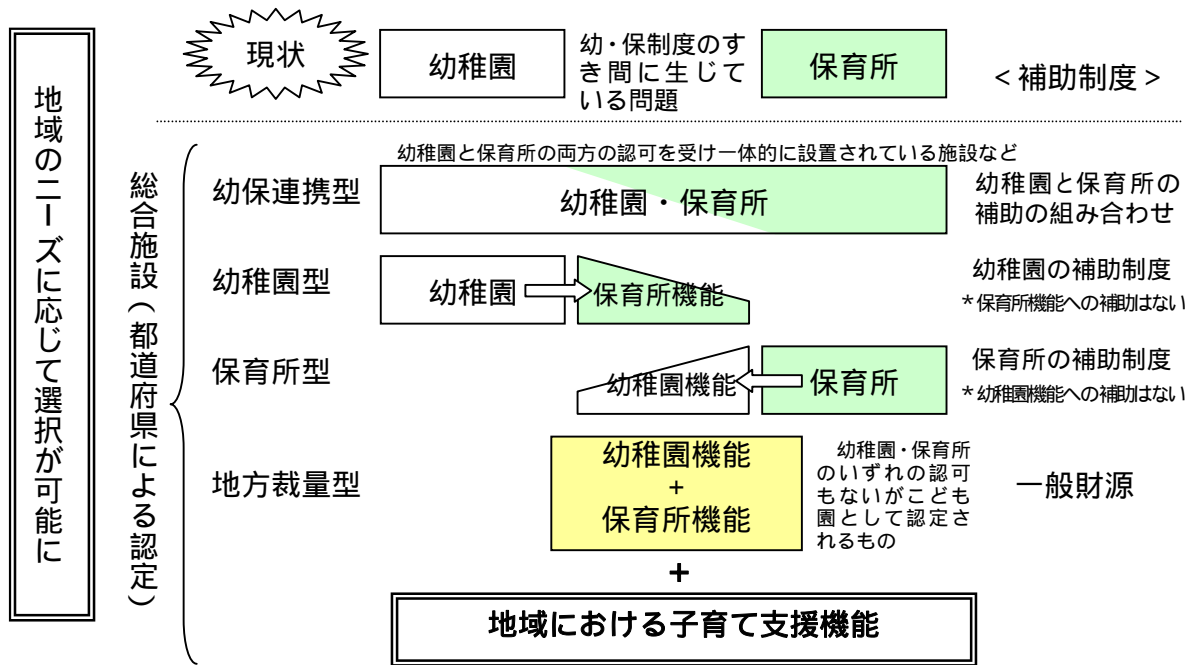
認定施設の利用は、親と施設の直接契約<sup>(注)</sup>とし、利用料も認定施設が決定する。

図5 認定こども園の概要



(注)施設との直接契約：現在、保育所の経費は区市町村が支弁することが義務付けられているため、私立保育所は自ら保育料を徴収するのではなく、区市町村から委託費が支弁される形になっている。保育所への入所は、私立も含め、区市町村により決定され、親は、区市町村が定める保育料を区市町村に納める。私立保育所は、この保育料と、国の負担金等を原資とした委託料を区市町村から受け取る。こうした仕組みは、民間の保育所設置者の経営の自由を縛り、利用者のニーズに応じたサービス向上を妨げているとの批判があった。このためこども園についてはこの仕組みを見直し、親と施設の直接契約方式を導入し、保育料の設定も設置者が決定することとしたものであるが、これは福祉としての保育の考え方を転換するものであり、保育を保障すべき行政の責任が放棄されているとの批判もある。

図6 認定こども園の類型



出所：全国厚生労働関係部局長会議（平成18年1月25日）資料より作成

#### 4 「認定こども園」の評価と問題点

総合施設は政府部内で膠着状態にあった幼保一元化のいわば妥協案と言われているが、地域によってニーズは様々であることから、一元化ではなく多様化に道を開く制度とされたことは概ね関係者に受け入れられている。今のところ全国市長会等からの反対もない。

ただし、「今求められているのは3番目の選択肢ではなく、教育と保育の理念を統合し、国や自治体の担当部署を一本化することだ」とする批判はある。

また保育関係団体からは、保育水準低下への懸念、保育への公的責任の徹底（公費の確保）直接契約方式への反対などの意見が出ている。

幼保一元化の議論では、資格、配置基準、施設基準のあり方が焦点だったが、認定こども園では都道府県が認定基準を定めることとなったため、この点は一定の解決をみている。

東京都などが国に求めていた保育所の直接契約方式、保育料の自由化は盛り込まれた。しかし、「地方裁量型」と位置付けられるこども園に補助する場合は地方の一般財源によることとされ、国は財政措置をしないこととされている。都の認証保育所は「地方裁量型」として位置付けることが可能になる見込みだが、国の制度上の位置付けは得られたものの、財政措置はないことになる模様である。



(参考資料)

<表1 保育所と幼稚園の比較>

区分	保育所	幼稚園	
【内容】	対象児	0歳～就学前の保育に欠ける乳幼児	満3歳～就学前の幼児
	入所	市町村と保護者の契約(入所希望を配慮)	保護者と幼稚園との契約
	開園日数	約300日	39週以上(春夏冬休みあり)
	保育時間	11時間以上の開所 延長、一時保育を実施	4時間を標準 預かり保育を実施
	保育・教育内容	保育所保育指針	幼稚園教育要領
【人員】	保育士・教諭の配置基準	児童:保育士 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	1学級35人以下
	資格	保育士(国家資格)	幼稚園教諭1種・2種
【財源と保育料】	運営費補助	負担金(民間分のみ) 平成16年度から公立保育所運営費は区市町村一般財源化	私立(私学助成) 公立(交付税措置)
	保育料	市町村毎に保育料設定。所得に応じた負担。	私立(各幼稚園ごとに設定) 公立(市町村ごとに設定)(低所得者には就園奨励費を助成)
【施設】	施設基準	児童福祉施設最低基準による乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、医務室、調理室、便所 屋外遊戯場は付近でも可	幼稚園設置基準による運動場、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料水用設備等 運動場は幼稚園と同一敷地内・隣接
【その他】	根拠法	児童福祉法	学校教育法
	所管	厚生労働省	文部科学省 公立=教育委員会 私立=市長部局
	設置者	制限なし	企業・NPO法人は特区のみ

(出典) 中教審初等中等教育分科会と社保審児童部会の合同検討会議(第1回平成16年5月21日)配布資料

<表2 都内認可保育所数及び定員>平成17年4月1日現在

施設数	定員
1,635	160,616

<表3 都内認可保育所の待機児童数>平成17年4月1日現在

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	計
児童数	546	1,855	1,583	881	356	5,221

<表4 都内認証保育所>平成17年10月1日現在

	施設数	定員数	備考
A型	215	7,032	*法人事業者等が駅前等で経営する20~120人規模の保育所
B型	75	1,529	*個人が経営する小規模な家庭的保育所